

意見陳述（１）

前回の再評価委員会でも一度陳述させていただきまして、あれ以来5年ぶりに2回目ということで、このような機会をいただきまして本当にありがとうございました。

今日の陳述は、パワーポイントに従って説明をさせていただきます。今回は、基本的に基本高水等々が過大過ぎるというようなことで陳述させていただきました。今日は、ここに二つありますけど、ダム治水効果と、B/C（費用便益比）について、陳述をさせていただきます。

前回5年前から以降、いろんな資料が出てくると思うんですけど、私どもに手に入った資料から、今日意見を述べさせていただくわけですけど、このパワーポイントの資料にありますように、左端が例のテレビでいろいろ取り上げられましたニュージェックが見つけた資料、本来前回の再評価委員会ですべきであったのに出なかったということで、いろんな問題になった資料。私が情報公開で、確か4年くらい前だったと思うんですけど手に入れたものです。

その横に、斜めに映ってますけど、これは今回大阪府からいただきました、ダムがあるときとないときの水位縦断面図。この資料を今回いただいております。右下が、おそらくこの委員会で大阪府が説明資料に使われた資料。主としてこの三つの情報から以下陳述させていただきます。

まず、水位縦断面図をいただきましてから、それを整理したものですけど、50 ミリ対応の河川改修を終わってから以降、ダムがあるときとないとき、いったいどうなるのかということ、従来いろいろお聞きしておいたわけですけど、今回その結果が出てまいりました。

左側のが100年に1回、右側が20年に1回の洪水のケースですけど、このケースで治水の目標であるハイウォーターレベルに対して、どうなっているかということですけど、100年に1回の洪水のケースで50ミリ河川改修が終わった後、ダムがないときにハイウォーターレベルを超えているのが147地点。全体が大川橋から下流の179地点のうち、147地点がハイウォーターレベルを超える。従って、これでは治水が満足されていないということです。

その横が、そしたらダムがあったらどうなるかというのが、140地点ということですので、この数字からだけを見ますと、ダムがあってもなくてもその差は7地点にすぎないというふうなことが、今回分かったわけでございます。

同時に、ダムの効果、これがニュージェックやいろいろな資料からまとめたものでございますけど、黄色で書いてあるところが浸水家屋戸数でございます。ダムがあるときとダムがないときに、100年に1回の雨が降ったときに、どれだけ水に浸かるかという数字がこのニュージェックの資料から分かりますけど、これでいきますと、大体2万戸以上の浸水家屋のうち、ダムがあっても、その改善は293戸にとどまると。

全体からすれば、非常に効果は小さいというふうなことが分かります。これは、その他浸水の深さであるとか被害額等々についても、おおむねそういうものでダムの効果というのは非常に限定的であるというようなことが分かります。

今の河川が50ミリ対応なので、言いましたようにダムがあってもなくても治水の安全度ではまだまだ不足だと。そうすると、あと100年までするのに幾ら金がかかるのかということなのですが、これが今回、大阪府がおそらく委員の方にご説明になった資料ですけども、まだ633億円もかかると。今までも相当お金を投じておりますけども、その数倍の費用を投入しないと100年の対応ができないと。これはもちろんダムがあってもです。

従って、今の大阪府の状況から、このような榎尾川に633億円のような巨費が投じられるような財政の状況では到底ないというふうなことは、一致したところであろうかと思います。従って、当面50ミリ対応でいくということがいわれていますが、これはもう当面じゃなくて、将来も相当長期に渡ってこの状態が続いていくというふうな考えざるを得ないと思います。

これは前回再評価委員会での資料なんですけど、元々ダムと河川改修、それから河川改修だけと、この二つの大きな方法の優位性が非常に大きなポイントになっておいたわけですね。前回この件に関する相当議論がありまして、ここで分かりにくいんですけど、基本的に費用はそう変わらないということが、まず一つありまして、問題は、その対策ができて、いわゆる50ミリ対応が完成するまでの期間の問題、特に大川橋から以降、上流の治水の問題がありまして、ダムと河川改修でいけばおおむね10年。当時が10年で、もうすでに5年たっていますから、あと5年でいけるのかどうか分かりませんが、そのときはまあおおむね10年。さらに、河川改修だけでやると、大川橋から上流の対応のために、さらに10年かかると。合わせて20年かかっちゃうということで、特に大川橋から上流の河川の治水対策が遅れてしまう。とにかく早くそこは対応しないとイケないというようなことで、前回ダムプラス河川改修が優位であると

というような結論になったというふうに思います。

しかしながら、大川橋から上流のことに關しまして、そこで河川改修をしたときとしないときに、下流にどの程度影響があるかということなのですが、結論的にはそんなに差がないと、一緒にやってもいいんじゃないかというのが私の考えです。ちょっと時間がありませんので、B/Cのほうにさせていただきます。

B/Cについてですが、一番最初の再評価のときは、B/Cが10.43でした。その後、前回は1.46、今回が1.27、毎回このように下がっております。このB/Cの算定で、大きな問題が三つあると思っています。一番大きいのが、やはり被害額の想定が過大過ぎるということです。

ここに、名古屋で大災害が起こった水害のケースと、今回再評価委員会で出ましたケースを比較しておりますけど、名古屋の場合は、もう大変な災害だったんです。浸水面積、その他等々を見ましても、例の伊勢湾台風に次ぐ災害といわれたときです。これに対して、今回の再評価委員会で出ている被害想定額、名古屋は7,267億円に対して、今回、榎尾川については2,483億円と。この大災害と、榎尾川で起こる災害が、こんなくらいの差が本当にあるのかどうかと。

感覚的に言えば、これは一桁ですね、再評価の一桁、2,480数億円じゃなくて、数百億円くらいにしか、おそくならないのじゃないかというふうな感じはいたしております。

すみません。時間がまいりましたので、これで終わらせていただきます。

質疑応答

(委員)

結論から言いまして、要は、ダムがあってもなくても基本的にはそう、科学的にも効果としても変わらないということなのですか。

(意見陳述者)

結局ダムで対応するよりも、大川橋も含めての上下の河川改修、それも100年に1回の河川改修じゃなくて、全線レベルの50ミリの河川改修で対応していけば、十分であると、そういうふうに思います。

(委員)

要するに、100年に1度対応じゃなくて、50ミリで十分いけるということなのですね。

(意見陳述者)

ええ、まあその100年対応というのは、先ほどありましたように、膨大な費用がかかるということなので、差し当たってそれが実現できるということはちょっと想定できないので、やはり50ミリが現実的ではないかと。それなら、わざわざ100年対応でダムを造る必要はないと。

(委員)

637億円もかけて。

(意見陳述者)

ええ、637億円かけてもそうですし、ダムを100年対応として、その時点で造るべきじゃないと。そういうような考えです。

以 上

意見陳述（２）

ダムを見直していただきたいということで、お手持ちの資料の7ページ。意見丸3のところになります。

私は、ダムができる近くに住んでおまして、今も着々と付け替え工事のダム工事が進んでおるところなんですけど、こちらの「ダムの効果について」ということで、今回大阪府から洪水時の槇尾川の水位についての資料、水位縦断図提供を受けましたということで、昨年4月に大阪府の都市整備部のほうで、話し合いを持ったわけなんですけど、そのときに水位縦断図をいただけるようお願いしていたんですけど、ほぼ1年かかってその資料が出されてきました。

そして、その資料を検討した結果、先ほど第1番目に話された方と重複するんですけど、ダムによる水位低減効果はわずか15から20センチということで、例えば、いぶきの北池田中学校横の泰成橋。まあ泰成橋というのが、大津川、槇尾川水系のちょうど中流から下流にかかるようなところの橋なんですけど、堤防は北池田側が、北池田側というのが下流に向かって右岸になるんですけど、いぶきの側より約5メートル低く、北池田側が問題となります。

洪水のときの水位、最高水位を見ますと、ダムがあるときとないときの差を17センチくらいですかね、大体15から20センチ位の間くらいですね。北池田側で見ても、100年に1度の雨が降ったときでも、ダムがなくても堤防を越えることはありません。

しかし、100年に1度でも、これ以下に抑えるというハイウォーターレベルから見ると、最高水位はダムがあっても越えています。完全に安全とはいえないのです。堤防を越えないのになぜ安全といえないのか、疑問があると思いますが、洪水時の水位は上下することや、堤防を越えて溢水したときの被害の程度等を考慮して、安全サイドに設計する必要があるためです。

このように、泰成橋周辺は、ダムがあっても100年に1度の大雨には対応できないのです。それでは、泰成橋のような状態が、槇尾川全体でどうなっているのでしょうか。

大川橋から下流が179地点のうち100年に1回の大雨に対応できるのは、ハイウォーターレベル以下、ダムがあっても39地点にすぎず、80パーセント以上は満足しません。しかも、この値は、ダムがなくても6地点増加するだけです。

堤防を越える地点は、ダムがあっても40地点であり、ダムをつくっても、さらに河川改修を続けることが、必要な計画です。100年に対応するには、すべての地点でハイウォーターレベルを越えないようにするには、あとどれくらい費用がかかるのでしょうか。先ほど述べられたことと重複しますので省きます。

ダムが受け持つ流域は極めて狭い領域にとどまる。槇尾川ダムが受け持つ流域は、槇尾川全体流域のわずか6パーセントにすぎません。これは6パーセントと書いてありますが、槇尾川以外に牛滝川や松尾川など、すべての流域を合わせると3パーセントになります。

このことは、この流域以外に雨が降ったときは、このダムは何の役にも立たないということです。それより、河川改修は流域全体で治水安全度を確保する方策はより確実で、水を川だけに押し込めない総合治水の考えにも沿うものです。

なぜこんなダムをつくったのかと、後世の人たちに言われぬように、もう1度考えるべきではないでしょうか。大阪府は今回の破滅的な景気破壊の影響もあって、財政は瀕死の状態、ダム関連の予算は制約され、計画の進捗は緩慢です。この間に何とかダムを止めるべきですということです。

私は、ダム計画地のすぐ近くに住んでいますので、ダムのサイトができる場所は、この間、北九州や山口県で土砂崩落がありましたけど、結構わずかの、こちら辺は瀬戸内海気候で、雨がものすごい少ない地域なので、年間でも1,000ミリ、多くて1,400ミリしか降らない地域。なのに、この間の梅雨の雨が少し降っただけで、家の周りそこら中で土砂崩落してるんです。

ダムをつくってもすぐに土砂がたまり、それよりも今、河川に溜まっている土砂を取り除いたり、堤防を強化したり、そして、ダムサイト直下からすぐのところには危険と思える家が10軒ほどあるんですけど、その家を高床式にするとかいう具合にして、安全度を上げれば、こういう無駄なダムを造る必要はないと思っております。以上です。

質疑応答

(委員)

先ほど説明された方とほぼ一緒の考え方なので、

(意見陳述者)

そうですね。はい。流域全体でも、100ミリ対応をダムサイトの近くはして、あと中流域や下流域は50ミリ対応でしかしてないんですね。大津川水系は、この大阪の中でも春木川や石津川、大和川に比べて、相当安全度が高い川です。ほかの川のほうがもっと危険なので、そちらのほうをもっと重点的にするように。自然の豊かなところをつぶすべきではないと思います。

(委員)

ダムを造るよりも、河川の砂を排除したり、そういう他の形で治水対策をしたほうが経済的にも、財政危機の大阪府にあっては、そういうふうな方向にやるべきだということなのですね。

(意見陳述者)

はい。そうですね。災害が起こっているところは、どこにおいてもそうなのですが、ダムができて災害がすべて100パーセント止まるわけではないし、ダムができて災害は起こっていますので、ダムに頼ることなく、一つ一つ川を点検して、防災と、今回みたいな大雨が降ったときに、やはり人命、財産が大事です。それを守るような防災対策が必要だと思います。

(委員)

九州だとか山口県での降雨が、それこそ200年か300年に起こるか分からない。そういう環境はどこにでもあるわけなのですね。

(意見陳述者)

そうです。

(委員)

それに対する対応を、100年に1度の対応をしても、し切れるものじゃなくて、むしろ着実な50ミリ対応を、まんべんなくやったほうがいいんじゃないかというふうな、結論として受け止めてよしいわけですね。

(意見陳述者)

はい、そうです。

以 上

意見陳述（3）

私は榎尾川ダムの不特定利水容量について、その必要性が認められないということをお話をさせていただきたいと思います。

さる6月11日、橋下知事が榎尾川ダムについて、あるいはこの評価委員会について記者会見をされております。その記事を読みまして、こういうことならぜひお話をしたいと今日ここにまかりこしたわけでございます。

また、私は以前大阪府の河川整備検討委員会の委員をしております、この（榎尾川ダムの）検討も多少やった記憶があるんです。ただ、そのときに、具体的に今気が付いたことをよく理解できずに議論をってしまったというふうな反省を込めて、今日はお話をさせていただきたいというふうに思います。

これは、（スライド1参照）橋下知事の記者会見の内容なんですが、基本的なスタンスとして、「ダムについてはできる限り、造りたくはないのだという、これが僕の認識です」と。それから、「必要性がきちんと認められない限り、造るべきじゃない」と。「その旨を建設評価委員会に伝えてあります」と。皆さんに伝わっていますでしょうか。

それから、評価委員会に対する知事の期待ということで、「評価委員会の意見書についても、居酒屋談義に耐えられるくらいにきちんと分かりやすく説明してもらいたいということをお、事務局に伝えました」と。「あえて評価委員会をつくって評価するということは、無駄を防止する観点から、チェックするという姿勢が必要である」と、まあこんなことを言っております。

それから、元データの開示と評価委員会での審議ということなんですが、元データについて、皆さんはどこまでさかのぼって議論されたでしょうかということなのですが、実はここに元データを持ってきました。

今日お話しする部分だけでこんなに大きな膨大なものです。「元データなどを例えば第三者的な学者に厳しくチェックしてもらって、そこの誤りやら浮かび上がってきたものをチェックの機会を設けて資料の検討をしてもらったらいいんじゃないでしょうか」と。「評価委員会ですら厳しく言っただけであればありがたい」と、こんなふうにおっしゃいます。

それから、「事業について、待ったをかけてもいいのではないかと」と。「僕も、当初榎尾川ダムについては待ったをかけました」。「この点については、厳しく評価委員会で評価してもらいたいと思っております。待ったの意見が出れば、僕は待ったをかけます」と。

こういうスタンスで評価委員会に臨んでおられるという、これは当然のことといえば当然なんですが、非常に素直できちんとした考えではないかということでございます。

私がこの元データに基づいて検討してみたんですが、実はこの元データというのはわれわれが読んでも大変分かりにくい、難しい内容です。それで、大阪府の職員の人に質問をしたんです。そうすると、すぐには答えられないからコンサルタントを呼んでもう1回聞いてみますということで、コンサルタントを呼んで勉強会をしたみたいです。ところが、その勉強会が済んで僕が（再び）質問をしても、まだ十分な答えが得られなかったんで、クエスチョンマークがいっぱい付いたんですね。

それで、（スライド2参照）私が理解した限りにおいて、この不特定利水容量の対象区間が、ちょっと見にくいのですが、赤く色を塗ったところ、ダムサイトから神田橋までの間の約2.5キロを対象区間としています。これがダムサイトで、これが神田橋なのですが、この区間を対象区間としていますと。区間以外のところは、対象から外していますということなのです。

この神田橋の正常流量というのを計算で求めるわけですが、これはこの区間で計算すると、こんな数字になりましたと、だから、ダムが必要だというふうな結論になっているんです。

よくよく読みますと、ダムを造るための数字合わせの計算にすぎないというふうに私には思えました。まだ同じ条件で牛滝川や松尾川があるのにもかかわらず、ただこれだけの区間だけで45万トンの貯水容量が必要だと。こういうふうな結論を下して貯水容量を設けたいということについては、まったく納得がいかないということでございます。

内容をもう少し掘り下げていきますと、ダムサイトから神田橋まで、正常流量というのは0.1637ですが、こういうふうな数字が算出されています。それには維持流量で0.123、それから水利権水量として0.0407。こういうものが、計算と地元の調査から出てきたということなのですが、維持流量はオイカワの生息のための流量です。オイカワという魚はご存じだと思うのですが、オイカワがこの区間に生息できるように、これだけの流量が必要だというようなことを言っています。

それから、既得の農業用水も不足しているんだということで計算をしているのですが、実は灌漑施設を

持たないミカン畑などの畑にも灌漑する計画になっていて、えらい妙な数字が、農業用水の必要水量ということで計算されております。

それから、(スライド3参照)これは殿原井堰というのがここにあるのですが、そのすぐ下流に光明井堰というのがございます。光明井堰というのが、実は対象外になっています。水利権の水量でいきますと、 $0.04(\text{m}^3/\text{S})$ に対してこちらは4トン(m^3/S)、100倍の水をここで取水するようになっています。

こういう大きな利水があるのに、100分の1のこういう小さな利水を想定して、想定というか計算上の数値として45万トンという数量が必要だと。こういうことになっているわけです。まったく内容といいますが、論理的にも、バランスからいっても妙な計算だなというふうに思っています。

これは、(スライド4参照)今の数値、あるいはカテゴリーを国土交通省がいろんな説明するために、こういう図をつくっているのです。これには、基準渇水流量、これが基準渇水流量になります。それから正常流量というのがここなのです。それから維持流量というのは、一番下のこの点線なのです。

こういうふうな数量を、こういうふうにして計算あるいは実測で、各河川ごとに整理しときなさいというふうになっているのですが、実は、この川に限って、基準渇水流量が $0.048(\text{m}^3/\text{S})$ 、それから維持流量がその5倍の $0.123(\text{m}^3/\text{S})$ と。また逆転をしているわけです。

これをそのまま受け入れますと、どうしてもダムをつくらないかんという数字になってしまうわけです。ということで、(こんなことで)果たしていいのかなと。もし榎尾川でやるのだったら松尾川も、それからほかの川も一緒にこういうようなものやってくれというふうに言いたいのですが、実はダムを造る対象になっていないのだから、そういうところは必要ないのだというふうなのが、河川室の考え方なんです。やはり、これはダムを造らんがための、こういう貯水容量を設けんがための計画ではないかなと(結論づけざるを得ないのです)。

以上まとめますと、(スライド5参照)指標動物のオイカワはダムなしでも、ある一定の生息ができますと、それから不特定利水の算定は非常にまずいです。対象区間はダムを造るための数字合わせにすぎないと。従って、不特定利水容量の便益は、皆無だと。誰も喜びませんと。ダムによる自然破壊、これは非常に危険性が感じられます。

治水容量、利水容量を設けることによって、もちろん工事費は高くなりますし、毎年の操作管理費維持費、何億円かかるか分かりませんが、これから毎年それを負担していかないとかなることになります。

こういうことからして、こんな小さいところ、こんな小さな溪谷にこんなダムを造る必要性は、私はまったく認めることができないと。治水対策からいきましても、護岸対策や河川河道(整備)とか考えますと、どう見てもこの計画は白紙にしてもらいたいと。無駄遣いの産物、というのは、格好の悪い話だと思います。以上です。

質疑応答

(委員)

要は、ダムを造るためにいろいろデータをつくり上げて、これは必要ですよというふうに当局が説明してきたというふうに、結論から言えば、無駄なダムであったと。それをどうしても必要だというふうなデータをつくってきたという形で進んできたということなんです。

(意見陳述者)

ええ。普通はいろいろな数値を挙げたり、実体からしてどうしてもダムが必要だと(積み上げていきます)。だから、ダムをつくりたいというのが筋道だと思います。ところが、この計画に限っていきますと、ダムありき、ここにダムをつくって45万トンの貯水容量を設けるためには、どんな数値をついたら良いかというふうな、逆計算によって出てきたような元データになっているのです。

どう考えても、どこを見ても、逆計算でこういう数値を出してきたのではないかなとしか言いようのないような、区間設定であり、維持流量の設定であり、オイカワの指標動物だとか。いろいろな組み合わせがあるかと思いますが、残念ながらダムありきで、逆計算でこういうものをつくったのかなと。そうでないと説明しきれないものだ(と思います)。

河川管理者のほうも、なかなかこれをそのままの形で、こういうことだとストレートに説明してくれる人は、僕の知っている限り、誰もおりませんというようなことでございます。

(委員)

長野県でもたくさんダムが企画されて、本当は実際に必要のないダムがいっぱいあって、田中知事が

ストップをだいぶんしたんですが、黒部ダムみたいにどうしても、電力部分は貴重だというような、的確な目標があったダムというのは、長野県の場合なんかも半分以上はなかったと思いますね。

ですから、ほとんど田中知事はやめちゃったんですけれども。そういう意味で、ダムありきという考え方が、日本列島全体でダムをつくってきた一つの要因でもあったわけです。原因でもあったわけで、そういったものを数値的に見れば、そういうこともこのダムについてはいえるというふうな、お話として受け止めてよろしいですね。

(意見陳述者)

はい。そうですね。高度経済成長から、昭和でいえば40年後半くらいまでの間は、確かに水資源開発というのは大変重要な国の施策であったと思います。

琵琶湖総合開発事業も、そのときに完成したわけです。(現在はその)フライホールみたいな慣性力がついてしまって、いらなくなったダムまでつくらないかんみたいな格好になってしまって、歯止めをかけることができなくなったというのが現状だと思います。

橋下知事のように、ダムはもういらんのではないかということのを頭に想定しながら知事になられた方は、田中知事もそうですね、どうもやっぱりおかしいなと。だけど、どんどん弾みがついているものですから、なかなか止めることができないと、何とかしてほしいというのが、本音のところではないかなというふうに思います。

このダムについても、私は、利水の専門でありますから、どこからどういうふうに掘り下げていっても、この45万トンの利水容量は誰も必要としない、誰も喜ばない。荷物ばかり抱えるものになるのではないかなというのが、あれ(元データ)を読ませてもらった限りにおいての私の感想です。

ですから、皆さんにぜひこれをお伝えしたいということで、今日このようなお話をさせていただきました。

以 上

意見陳述（４）

私は榎尾川ダムの対策委員長をいたしております。今回また、再度の陳述の機会を得まして、本当にありがとうございます。

先ほどからいろいろと話が出ておりましたけれども、やはり郷土、生まれ故郷ほど大事なところはないのです。過去、この 10 年間でも水害が2度起こっているのです。だから私は、どうあってもこのダムを建設していかねばならないし、やっていただかねばならないと思っております。

非常に残念な話も聞いたのですけれども、ちょっと興奮しているようなわけなんです。50 ミリ対策というのはすでに聴きました。しかし、このダムの建設を手がけてから、すでに2回起こっているわけなんです。そして、50 ミリの雨が2時間ぶっ続けで降ったときには、父鬼川と榎尾川の合流地点であります、大川橋は多少の水が越えたけれども、助かったんです。あと3キロ後の神田橋ですが、まともに濁流にのまれて、見るに見かねるような村の状態でございます。

そういうことは、私らは子どもの時分から何回も見ているんです。昭和 24 年のジェーン台風から、このときはすでに家は流され、老人も流されました。こんな犠牲はもう二度としたくないという気持ちに。私はまだ 17 歳でしたけれども、その気になりました。今、この 76 歳になりまして、やはり今日の思い、将来の村を思い生きてきたら、何としてもこのダムだけは完成していただきたいと思えます。

ちょうど、140万トンですか、このダムで、上で止めるとしたら、大川橋でちょうど1メートル30センチ水位が下がる。そして、神田橋では1メートル、そして10キロ下の川中橋では60センチ水位が下がる計算になっているのですが、これだけの水位を下げていただいたら、おそらく今までの何回も起きたこの水害というものは、なくなるのではなからうか。私たちは、本当に手を合わせて一日千秋の思いで、このダムの出来ることを毎日祈るような思いで待っておるわけなのです。

今のところ平成8年から測量に始まりまして、13年には用地買収をおこないました。全部今、用地買収が終わって、約4割の道路が、これは地道ですけども、まだアスファルトはできておりませんが、出来上がっております。

この4月に約束されました、受け渡しされました、あとの道路は非常に難工事でありますけれども、これをしていただいたら、あと一年でやれるということでございますが、やっていただいたら、約7割から8割の道ができて、それに応じて、ダム本体も今年の4月の終わりにちょうど受け渡しことができました。あと、大体出来るのが、2年ということでございます。周辺整備がきちっとできて、27年と聞いております。

ただ、今まで20年に出来るとか、24年に出来るとか、また25年といっていましたけれども、今の段階では27年には完成と。そういう話になっておりますが、私たちは周辺整備は遅れてもいいのです。ただ、ダム本体をやっていただいて、1日も早くやっていただいて、二度とこの水害が起こらないようお願い申し上げます。

いろいろと私が今日は、興奮してしまって言葉が悪うございましたが、今の異常気象という形もございまして、非常にわれわれのところで20メートルの雨が降るとしたら、この6キロ、7キロ奥の榎野山の奥のほうでは、40ミリ50ミリの雨が常時降るのです。これが鉄砲水となって、40キロ50キロの石をも混じって、轟音を立てて流れてくるのです。

そうしたら、川辺に住む人たちがみんな青ざめて逃げるんですけれども、その中にはやはり子どもたちもおります。ランドセルを背負って、震え上がっている子どもたちを見たら、まるで私たちが子どもの時分の、戦争の時分の、あの空襲に遭ったときのことをしみじみと思い浮かべることがあるのです。

こんな堤防を見ていたら、居ても立ってもいられないし、いつまでもわれわれは置いておくわけにはいかないのです。もうあと、私は10年も生きられませんが、何とか生きている間に、この郷土の村を何とか安全な村に、水害のない村にしていきたいなと。本当の心からの願いであります。

非常に駄弁を申し上げましたが、今日はこれで終わります。本当にありがとうございました。

以 上

意見陳述（５）

私は、現在建設事業が進んでいる榎尾川ダムの地元和泉市にございます横山小学校区の町会連合会という立場から、本日は本事業を一日も早く完成いただきたいという思いで、前回再々評価時にもご意見を述べさせていただきましたが、再度意見陳述をおこないたいと存じます。

ご承知のとおり、建設予定地にあります榎尾山は、西国４番の札所で有名な施福寺のふもとにあります。年間を通じて多くの老若男女が参拝する風光明媚な土地柄でございます。

私自身も、この地に生まれ育った人間でございます。このほか深い愛着がございまして、子々孫々に至るまでこの地で安心して暮らせるようにしたいと常々念願しているものでございます。そのためには、大雨による浸水等の被害の心配がなくなることが必要でございます。根本的な治水対策が必要であると考えております。

榎尾川の、すさまじい氾濫被害につきましては、私自身過去何度か遭遇しておりまして、今なおその情景を鮮明に記憶いたしております。集中豪雨によって、轟音とともに、濁流が堰堤を襲う様子。荒れ狂ったように田畑が瞬間に襲う自然災害の恐ろしさ、これらについては身をもって実感しておりまして、地元横山地区におきましては、狭隘な河川を拡幅することが物理的に極めて困難であることから、榎尾川ダムを上流に建設していただきまして、初めて抜本的な治水対策になるのではないかと強く感じているものでございます。

当横山地区は、農業で生計を営んでいる住民が多く、自然とのかかわりを古くから持って生活しておりまして、災害の怖さは身にしみております。河川中流域の新しくできた町の高台に住んで、災害に縁がなく、山間部の生活を知らない一部には、無責任にダムは不要と唱える方がおられるようですが、地元町会住民の人命や財産を守るために、またほかの地域と同様に安心して暮らせるような日が来ますように、1日も早いダムの完成をお願いするものでございます。

現在、榎尾川ダムの建設につきましては、大阪府ご当局ご努力によりまして、おかげさまで年々着実に進められておりまして、昨年４月には橋下知事さまにも現地を視察いただき、その結果、本年３月の府議会におきまして、ダム本体工事の予算を計上いただき、５月には発注工事の契約も完了いただきました。私たち地域住民にとりまして、大変喜んでるところでございます。

委員の諸先生におかれましては、何とぞ地元流域住民の切なる声を聴き届けていただきまして、早期完成に向けていっそうのご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。私の意見陳述を終えたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました

質疑応答

（委員）

町会長をされているということですが、住民の皆さん方、地域の町会長が束ねておられる世帯数とか、おうちの数とか、それから、その皆さん方のご意見が大半賛成なのか、その辺をちょっと教えてください。

（意見陳述者）

横山地域そのものは、1200戸余りだと思います。前回５年前に和泉市が、小学校が20校区あるのですが、今21校区ですが、20校区ございまして、そのときには、各町会長さま、連合町会長さまにも、ご説明を申し上げ、ご理解をいただいて、全校区長さん。また、町会自治会の大体8割方のご署名をいただいて、大阪府知事さん宛に陳情を申し上げたという状況もございます。

ただ、横山地域は榎尾川と東榎尾川がございまして、榎尾川というのは本流でございます。二つに分かれておりまして、東榎尾川は、神田橋のところまで二つが合流するわけでございますけれども、昔は西横山とってございましたが、その流域が非常に危機を感じて、われわれは、お願いをするということで、私たち横山校区は12町でございますが、12町町会が、反対の意見を述べられている方もございますが、町会としてはすべて賛成で、5年前にも全員のご署名をいただいております。

（委員）

今回から初めて評価委員をさせていただいております。先日ちょっと現地を拝見いたしました。横山地区ではなかりかと思うのですけれども、ダムによる町おこしをやるという看板が掛かっている地域があったわけですが、ダムによる町起こしというのは、どういうことを、その方々は考えていらっしゃるのでしょうか。

（意見陳述者）

20年くらい前に、私自身としては、施福寺を中心に、今は非常に道路の幅も狭いし、また、一時、いわゆる横山、先ほども説明にございました、大川橋より上流は全部V字型の川で、とっても拡張できるような状況でもないところを改修していただいて、施福寺、4番の札所に参拝と同時にそのダム周辺で1日くつろいでもらったら、より地域、南部地域の振興策になるのではないかというようなこともあったと思います。

それは二次的なことでございます。

(委員)

10年前、あるいは20年前と比べて、横山地区の人口というのは増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。あるいは、減っているとか、増えているとか。

(意見陳述者)

横ばいでございます。少し少子高齢化が進みつつございます。

(委員)

その、大体横ばいということで、特段ダムがないからここから危険だから出ていきたいとか、そういうことは、そこまでは考えていない感じなのでしょうか。

(意見陳述者)

それはございません。はい。

(委員)

今のお話では、橋下知事も現地を視察されて、OKということで、議会も予算を計上したということをおっしゃっていましたね。そうであれば、何か問題があるのですか。

(意見陳述者)

僕は、地元民としては、問題はないと思っております。ただ、専門家の先生なり見方を、切り口を変えればそういう、先ほどから聞き及んでいます、違う見方もあるのかなと。僕は技術的なことは分かりませんけれども。

(委員)

しかし、すでにもうスタートしているわけでしょう。スタートして知事も認め、議会も予算が通り、その何というのか。

(意見陳述者)

実は、橋下知事さんになって、確かこの事業が2年ずれたと思うのです。だから、前回の再々評価の期間内に着工されていたはずなのです。すでに、そういう形で予算も計上いただいて、にもかかわらず、5年が到来したものだから、僕らとしては、なぜなのという感じなのです。

(委員)

何か徹底した変わる要因があるということなのですか。その辺がお願いと、おっしゃるものだから。

(意見陳述者)

いや、こういう委員会があって、意見陳述の場があるという情報をキャッチしたものですから。

(委員)

だから、反対の方が反対の意見を申し上げて、賛成の方がもうすでに決まっています、よろしく願いますということは、反対の方は反対したところで、もう通っちゃうということですか。通っていることですか。その辺がちょっと、私も、この前からこの委員会に任命されて橋下さんから真剣に議論してくれなんて言われたものだから、参加させていただいているのですけれども。何かこのダムについては、大変な費用もかかるし、まだ633億円くらいかかるわけですから、そういうことが一体どういう方向にあるのか。ちょっと私は分かりませんので、事務局のほうから。

(委員長)

そうですね。ちょっとその点は、これは特別に今回ダムについての委員会ということではございませんで、再評価、再々評価の5年ごとの一環として、そのうちの一つでございますので、特別に対策か何か、反対意見が出てきたとか、賛成意見のある方がここにいらっしゃっているとか、そういうことではございません。そういう機会が最初から決まっておりますので、その中でそういう機会として、述べられています。そういうことでございます。

(委員)

今の議論はセレモニーということでしょうか。

(意見陳述者)

そこらは、そう取れんこともない。僕らは、そういう委員先生方に意見を述べる機会があって、僕らは今、

先生がおっしゃられましたように、知事さんも議会に上程し、議会も議決をして、いわゆる共同企業体で契約も正式な締結されているものですから。あえてここで意見を述べなくてもという気もしたのですけれども。

(委員)

そうですね。本来なら。

(意見陳述者)

ただ、事情が切なる訴えをやはり委員先生にご理解をいただく意見陳述をしておくほうが有利かなという。

(事務局)

事務局の行政改革課でございますが、一定規模以上の建設事業については、始まってから5年ごとに再評価をすることになっております。再評価をしてですね、社会情勢とか、そういうものも考えて、その事業がそぐわなくなったという評価を、この建設事業評価員会で受けた場合は、その事業については、一応見直しも含めて検討するという形になっておりますので、これは形式的にやっているものではございません。

ここで議論していただいて、結論を出したものを受けて、知事部局のほうで真剣に、その事業の進捗を進めるかどうかということ判断いたしますので、この評価の、建設事業評価委員会の結論というものは非常に重いものでございます。

(委員)

ということは、また、それから皆さんの意見によっては、やめたらいいよということだったら、やめる可能性は十分知事も、そういう執行停止することもあり得るわけですね。

(事務局)

そういうご理解でいいと。

(委員)

分かりました。

以 上

意見陳述（６）

私は大阪府民ではありません。しかし、この榎尾川ダム事業は国の補助を受けております。私は日本国民として、税金を払っておりますので、榎尾川ダムについても意見を言う権利があると考えて、意見陳述を申し込みました。大阪府は快く受けていただきまして、こういう機会を与えていただきましたことを、まず心から感謝いたします。

先ほどから地元の方の切なる意見も聞いておりますが、私は河川工学者として、この榎尾川ダムは中止すべきであると考えております。

理由を述べます。まず一般論です。

治水については、これは昔から、まず洪水の被害を防ぐには「避ける」です。つまり避難ですね。あるいは、そこに住まない。これは一番最初の基本的な方針です。その次は、洪水に暴れてもらっては困るということで、「遊ばせる」です。黄河の治水で禹がそういう方法を用いて、夏王朝を建てたという古事がありますが、これは遊ばせたわけです。最後に、「封じ込める」です。これは、河川の中に洪水を封じ込める（ということです）。明治になりまして、日本の政府は欧米の河川技術を取り入れました。以後、この封じ込めるということに、一生懸命になって、あとの避ける、あるいは遊ばせるという方法を忘れてしまった。あるいは、知っていたのですが、中心は封じ込めることにした。

結果として、なかなか治水問題は解決しない。これをどう考えるのか。私は治水というものは、住民の命と財産を守ることだと思います。こういう計画を立てて、議論をしている間にも、洪水は来るかも分かりません。

そういうときは、どうしますか。首長さんは、自分たちは府民の命（を守ること）に責任があると言います。冗談じゃない、責任なんか取れません。取った人なんておりません。つまり、（洪水は）明日来るかも分からないのです、洪水はどうしようもないのです。

ですから、私はダムの問題以前にまずやるべきことがある。それは、避難対策であり、堤防対策である。そういうことをした上で、治水（ダム）というものを議論すべきだというふうに考えております。

その次にダムです。日本全国には今既に 900 近くの治水を目的にしたダムがあります。多くのダムがありながら、本当の意味でダムのおかげで洪水を防げたという例を私は知りません。ダムがありながら、防げなかった例はたくさんあります。

よく河川管理者の人たちは、ダムが効いたと言いますが、それは効かせる必要のない程度の洪水に対して、これだけの水位を下げたのだということを言いますが、これは河川の生態系にとってはかえって無駄なくらいです（河川の生態系にとっては重大な影響をもたらされるという趣旨の発言）。

そういうことから、ダムというものは本当は万能だということで、先ほどからダムが出来たら水害がなくなるといわれていますが、冗談じゃないです。ダムが出来ても、水害はなくなりません。榎尾川でいえば、これまでの被害（水害）、榎尾川ダムが今、あったとしても、あの被害はほとんど同じです。

ところが、多くの方が、ダムがあったら水害が防げると思い込まされているのです。これは間違いです。ここをよく考えていただきたい、ダムというのは計画以上の洪水があれば役に立ちません。河道が流せる洪水以下だったら要りません。（役に立つのは）ほんのごくわずか（の洪水に対してだけ）です。

しかも、そのわずかのところ（ダムの集水域）に降るかどうかが、めったにないわけですね。降れば土砂降りという形で（計画を）越えてしまう、そういうことからあまりダムは役に立っていない。ましてや堤防補強だとか、そういうことをしていれば、たとえ河川があふれても、堤防さえ切れなければ、被害は大したことありません。

次、榎尾川（に関連したこと）で言います。榎尾川ダムというのは、榎尾川の最上流（に計画されています）。先ほどから言われていますように、（ダムの）流域面積は小さいです。おまけに、幸いなことに榎尾川は掘り込み河川です。

ただ、父鬼川との合流点までのところ、ここは非常に危険なところがあります。このダムの計画があったおかげで、河川の管理が放置されている部分があります。（河道に）土砂がたまったままです。ここはもう徐々にしかやっております。これは非常に河川管理者として、批判されてしかるべきことだと思います。

今、ダムを造るからといって、（水没予定地の）樹木を切ってそれを放置しています。（このままの状態）でこれ（大雨）が来たらどうなりますか。地元の方はあれを見てどうも思いませんか。河川管理者はあれに対して痛痒を感じませんか。私は、やるべきことは、もっと府民の命を大事にすることに重点を置いてもらいたいと思います。

今、大阪府は安威川ダムと槇尾川ダム(をつくろうとしています)。この二つが最後のダムです。これ以上、ダムはおそらく出来ないでしょう。この駆け込みのダムに協力するかどうか。これをよく考えてもらいたい。

最後に、槇尾川ダムは、私の知る限り、必要に駆られて構想されたものではありません。たまたま日米経済摩擦を解消するために、10年間で300兆円の公共事業をするという約束を日本政府はしました。そのときに、ダムのできそうなところをすべて探したのです。地形図で見て、川が狭くなっているところ、狭窄部、これがダムの候補地でした。必要性からじゃないのです。

事実、この槇尾川ダムも、昭和57年の災害があってからということになっていますが、(ダム)構想が4年も遅れています。普通は災害があれば大変だということで、すぐダムが計画される。ダム計画というのは、常にあるもんなんです。

それが一挙に浮上してくるのか。そうじゃありません。そういう計画そのものが、もともとおかしかった。私の知る限り、当初は、大阪府はこのダムに対して非常に消極的でした。ところが、今、日本の国土交通省はダムをつくりたがっています。おそらく、政権が変われば、ダムは中止になります。そのために、今、駆け込みをやっております。

この評価委員会でも、2度にわたって、槇尾川ダムが俎上に乗せられ、事業継続が妥当という評価をされました。皆さん方は、本気でこのダムの必要性を検討されましたか。私は全国でも珍しいほど、このダムは不要だと考えております。

もし、これを事業継続とされるならば、これは、この評価委員会が批判の対象になるということを中心して結論を出していただきたいと、私はそう思います。

確かに、ダムの問題は専門的な要素もあります。しかし、評価委員を引き受けた以上は、専門的なことは、専門家に聞くなり何なりして、委員皆さん、皆さんが今問われているのです。この委員会は、過去350の事業に対して、行政の意に反してノーと言った事業は0です。一般的に言えば御用委員会です。これじゃあ、困るじゃないですか。橋下知事が求めているのは、やはり本当の意味での意見だと思えます。

私は、ダム事業はいかに地元迷惑をかけるか。地元には手厚い補償が必要です。今(建設中)の道路は、やはりここまでやった以上、仕上げねばならないでしょう。しかし、本体にはまだ着工されてはおりません。これを中止する絶好の機会だと私は思っています。以上です。

質疑応答

(委員)

ダムの効果というのは、溢れている水の水位を下げるというだけなのでしょうか。

(意見陳述者)

治水面で言いますと、そういうことになります。私は下げたらいいという意味じゃなく、下げなければ被害が起きるのかどうかということですね。築堤河川。堤防で守られている場合には、水位というのは非常に大きく効くのです。槇尾川は、実は掘り込み河川ですから、破堤ということは一部を除いて、ほとんどありません。これまでの被害を見ても、護岸の被害ばかりです。こういうところに、ダム計画をするというのは、おおよそ私にとっては考えられないことです。

(委員)

例えば、洪水を遅らせるというような効果というのはどうなのでしょう。

(意見陳述者)

大きな大河川の場合には、支川ごとに遅らせるということもあります。例えば、淀川でいいますと、琵琶湖という大きなものがあるがために、木津川あるいは桂川の流出と時間差が出てきます。しかし、槇尾川クラスですと、そういう意味ではまったくありません。非常に小さなちっぽけな川ですので。

(委員)

槇尾川自身については、慎重に検討する必要があると思います。ただ、今のお話の中で、ダムというので、こういう治水に効果があったダムは今まで私は知りませんというご発言というのは、私は間違っていると思うのです。

やはり、いろいろなダムによって、治水が保たれたというダムは、私はあると思うんです。ダムがなくて、やはり大変な。というのは、ある意味では、人間が住む場所が、非常に危険なところに住むということ自身が、先ほどの最初のお話もあって、やはり、本来はそういうところへ住むべきではないところにも住み

出しているわけです。そのときに、ダムというものによって、救われたという例はね。

私も、一庫ダムの近くで、猪名川沿いのところをいつも自動車ですべて走っていますが、そこに昔、例えば、このあたりまで水が来たという印がしてあって、おそらくあのダムがなかったら、かなりの被害が出ていたのではないかと私も思うのです。そういう例もあって、やはりダムによって、助かったという例はたくさんあると思うのです。

そのときに、今、社会的にダムというのは、マスコミも含めて悪者だということで、それを止めるということ自身が、非常に社会的な一つのアピール度があるというふうな風潮。それ自身も、私は大変おかしいと思うのですよね。

今日のお話は、私も非常に勉強になりましたけれども、やはり、科学的なことをチェック。それ自身は私も非常に大事だと思うのですけど。そういうことをやりながら、やはりしっかり検討していく、これは今後の話だと思うのです。次回以降、この委員会でも。

だけど、ダム自身が効果がないとか、そういうのは、私自身は、ちょっと大変今の時代には人受けのするご発言だと思いますけど、私自身は、それは非常に偏った見方だと。ご専門の方に、私が言うのはちょっとあれですけども。一般的に言っても、そういう印象を持ちました。

(意見陳述者)

私は、実は、ダムによって私も効果があると信じていたんです。ずっとこのところ、本当に助かった例があるのだろうかということ調べてまわっています。今のところ出てこないのです(効果があったという例も、ダムがなくても水害にならない場合が多く、ダムで水害を防げた例がない。ダムが効果を発揮する雨がなかったという趣旨の発言)。もしご存じでしたら教えてください。

(委員)

私も、専門じゃないからあれですけど、私自身の体験として、いつも通っているところに。

(意見陳述者)

それは。

(委員)

それはそうじゃないというお話だったら。

(委員長)

ちょっと、今、事実の確認ということで、お願いしたいと思います。論争自体はここではちょっと。

(委員)

私、ちょっと頭にきたのは、御用学者という言葉が簡単に使われるのは間違いです、それは。

(意見陳述者)

そういうふうに見られますよと。

(委員)

見られますも何も、あれは、真剣にやはりちゃんと検討されて出てきたことに対して、御用学者とは。

(意見陳述者)

私は、ひどく思いましたが、ダムの問題を検討するのにあんな程度で検討できるもんじゃないです。

(委員)

いや、それはもう時間がないから結構です。

(委員)

今、陳述者のお話の中で、大変重要なことがちょっと触れられていましたけれども、治水のためにダムを造るという問題については、おっしゃることはよく分かります。ただ、その過程の中で、切り倒された樹木がそのまま放置されて、環境に相当の影響を与えているということ、ちょっと触れられていました。

やはり、ダムを造るということは、世の中どこでもそうですけども、私も幾つかのダムを見て、環境を破壊する。自然環境を、自然体系を破壊するのが非常に大きいですね。ですから、そういうことも配慮して、治水対策をするということが大変必要じゃないかなという。今の報告の中で、そういうことを放置したまま、どんどん工事を進めていると。

しかも5年、10年、20年とやっているわけですから、環境を今こそ大切にしなければいかにときに、工事の過程で環境を破壊していくと。あるいは、出来た後でも、環境が破壊されるということは、ダムをつくっていく過程の中で、十分考慮をしていく要件だなという感じを受けました。

(意見陳述者)

私が言いました樹木は環境のためじゃなく、水没するから切っているのですけども、この樹木は今そのまま切って置いたままなのです。今度水が来たら、これが、ずいぶん放置してあったのです。私も、こ

れはきちんとしないと大変だよと。流木というのは、大変なことになりますので、そういうことをやってほしい。治水というのは、そういうものだ。いつ雨が降るか(もしれない)ということを考えてやっていただきたいということです。

(委員)

大雨の降ったときに流木で、大変家屋が壊されたり、また死人が出たり大変なことから、これも環境問題なんですね、一つは、そういうこともご報告の中であったことを見逃してはいかなというふうに、私は思ったわけでございます。

以 上

意見陳述（ 7 ）

私は、大阪府民であり、槇尾川流域の流域に関連しているものでもございます。それで、私としましては、今まで言われたように非常に数値的に細やかなところ、それから内容的なところもよく説明しておられるので、別途、府民、いわゆる市民の目線で物事をちょっと見たいと思って、お話ししたいと思うのですけども。

ここに、大阪府河川室の河川課から出ております、もし、100年確率の雨が降ったら浸水するであろうというゾーンは塗ってあるのですけども、非常に見にくいのですけども、多くは泉大津市の地域が、非常に水害が多く出るだろうと。

これを見ますと、ちょっと、非常にこれもオープンにされる内容なのですけども、河川室というところから出ている内容では、今まで論議されていまして大川橋から上流についての退避計画とか、退避しなければならないということを計画にされていないわけですね。やはり、私としましては、地域、流域住民にしては、どこに住もうが同じような情報を流してあげられるような状況で提示していかなあかんし、ダムが出来たからすべてが安全であるということは、私は思っていないわけで、いかなる方法においても、だからそこに住もう人たちが、どういう情報で、どういうときに退避しなあかんということは大事なところだと、私は思っております。

その中で、もうちょっと具体的に話をしますと、今回の府がやっておられます対策手法の中で、遊水地という項目があると思うのですが、なぜに、私どもで、地域の中にある光明池という大きなダムがあるわけのですけども、保水ダムが、それは、大津川水系における流域の一つの体系の中に含まれているダムなので、そのダムが370万トン貯留できるわけです。

しかし、現状の利用の仕方というのは、当然ながら利水用に使われておるわけなのですけども、その利水の使われ方というのが、これを当初、建設が昭和の初期とか、昭和の50年代くらいに大改修がおこなわれましたけども、数値的に見ると、灌漑区域面積が半減以上しているわけですね。

そうすると、半減しているということは、本当にそれだけの貯水量が要するのだろうかという単純な疑問が出ますね。私は、府民の目線でしか見ませんから。そうすると、半分までと言われるけど、3分の1余裕があるとすると、そこに今ある、上流区域については問題は起こりますけども、中下流域に関しましては、ダムをうまく利用して導水路、そこへ引っ張っていく水路と、放水路を何とか計画していただければ、今ある都市施設を有効に使って、なおかつ甚大な被害が出ようとしている大津市地域とか、ぼつぼつ付いている和泉市地域のところの洪水対策が、もっと可能になるんじゃないかと。なぜそれを検討の項目に挙げなかったというのが疑問なのです。

それは昨年の12月19日の説明会のときにも、なぜしないのですかということ言うたのです。検討しますと言うたままで放置の状態です。本当にわれわれ住民の目線でやってくれているのか、府民の目線でやってくれるのかということが疑問になって、今回の陳述になっているわけのですけども。

それは、本来ならそのときにしっかりと行っていただいとったら、こういう話にはならないと思いますけども、まず、そういう、要するに、行政として統治的感覚で物事を解決していこうというのではなくて、地域の人たちと一緒に、いろいろな問題点を抱えながら解決していこうと。

特に、今現在住まわれている方々については、やはり生命、財産を守らないかんですね。皆、それを守るためにはどうしたらいいかと。

今、大阪府下では、50ミリ対策はまんべんなく誰に対してもやっていきましょうというふうに決っているわけですね。まず、そうすると、それを努力する義務がある。その努力をした上で、どうしても100年確率を先行せないかんというところがあるのならば、やらないかん。

例えばの話、泉大津の大阪湾岸沿いの津波対策とか高潮対策とかいうことから考慮して100年確率そのものは、もうすでに出来上がっているわけですね。大阪府全体にしてです。大津川の改修も100年確率に入れはったのですね。それは妥当な判断だと思っております。

しかしながら、今、槇尾川上流のこのダムが本当に必要なのか、もっと次の世代の人たちに新たな技術、新たな考え方で、もっと慎重に考えていただいて、父鬼川のほうに持っていったダムがいいのか、東槇尾川のほうに持っていったダムのほうがいいのか、いろいろ考え抜いていかないといかんと思うのです。今、ともかく50ミリ対応の河川改修に専念すべき時期だと思っております。それをなんで100年確率のダムが必要なのかと。

これが現在の光明池の分水井堰です(スライド10参照)。もう1枚(スライド11参照)。こういうふう、固定井堰として、立派なものが出来上がってしまっているわけですね。これをもう少し改良して、どっちみ

ち、これは光明池のほうに流れる方向に出て、また、こっちで越流堰で、こっちへまた戻してはるのですが、問題は、導水路を改修する必要性はあるのだけでも、こういうものをうまく利用しながら、現存施設の改善、改良をしながら、やっていくべきであると。そういうためには、光明池改良区としても、老朽化して何十年もたってきているわけですから、次の投資の時期が来るわけですね。改善するためには、

その改善費用を、もしくは捻出するために、現在の光明池の利用の仕方としては、灌漑用水の方向へ何ぼか使われて、私の調べたところにおきますと、和泉市さんの水道事業にまた使われておりまして、それが年間5千万円くらいの費用を持って使われているわけです。だから、その5千万円の費用ということは、うまく処理すれば、今回のいろいろな河川計画の中に寄与するお金かも分からないです。いろいろな視線で見ても、要するに、寄与できないかも分からないです。

いろいろな要素を取り込んできて、多種多様に考えて、河川管理者だけではなくて、農業関係の管理者も踏まえて、縦割り行政でなくて、もっと包括的に考えていただく河川行政、治水行政をやっていただきたいなと思っております。

それから、現実にUR(都市再生機構)の宅地開発をしたときにおける防災調整地というのがあるわけで、これは微々たる用量なのですが、その用量も踏まえて、将来の河川というものをいらんで、それは当然改修が終わったら、宅地化へしていくという前提ではあるのですが、

私どもが住んでいる光明池の中における、光明台という団地の中には、隣接して石川というところがあるのですが、その河川改修にしては、将来の100年確率のために、今あった過去に暫定調整であった調整地も温存されているわけです。

だから、そういうことも踏まえて、もっと多岐にわたって検討していただかないと。こういう結論で、即ダム建設というのはいかがなものかなと。まだまだ検討の余地はあるだろう。

そして、自分たちでできなかつたら、次の世代の人たちに委ねていくという英断が必要なんじゃないかと。そういうことにおいては、当面の費用も助かるかも分からない。それは、決していいことではないでしょうけども。

とりあえず、生命、財産を守る最低限の努力はしてもらいたいと。それから次に考えるべきステップがあるんじゃないかと、私は判断しております。

これが将来、100年確率にしておる中にも宅地開発がおこなわれてきておるわけでしょう。これは、しかたがないことなのですけども。河川法上やむを得ないことなのですけど、なぜ、そういうふうな努力、回避する努力、啓蒙するというのはですか。

だから、将来こういうふうになっているのだけど、何とかならんかということの努力を随時していかないとか、していても、こうだということは、そういう議事録が残っていかないと不思議です。

よう分からんのですけど、平成10年度河川法が変わったりなんかしているのですけども、河川法が変わるまでの以前の大阪府の河川の改修の基準規格というのが、たぶんあるだろうと思うのです。その規格と現在の大津川水系河川整備基本方針及び整備計画でうたわれている概要と、ずいぶん懸け離れたデータにはなっているのです。当初、そのときは、基本計画がなくてよく分からなかったから、700(m³)くらいの大津川の下流で。

これが、昭和44年時代の大津川の最終的な改修計画だという指導しておられたやつですね。しかし、現実には、河川法改正に伴って、いろいろな計画書を出していかないかん事態になってきて、1,300(m³)くらいだったのです。だから、そういう経過もやはり、府民、住民によく分かるように説明していかねばならんかなと、僕は思います。

以 上